公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年８月４日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　遠藤　　孝　一級建築士　第131057号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、三井不動産アーキテクチュラル・エンジニアリング株式会社一級建築士事務所（東京都知事登録第44131号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年８月４日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　豊嶋　　裕　一級建築士　第214380号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、豊嶋建築設計事務所（茨城県知事登録第Ａ3548号（2312））に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年８月４日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　飛田　俊明　一級建築士　第232085号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、飛田設計工房（茨城県知事登録第Ａ3481号（2209））に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年８月４日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松浦　　寛　一級建築士　第31183号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所環境開発計画（東京都知事登録第57460号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年８月４日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　柏崎　直久　一級建築士　第124323号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所株式会社クラス（東京都知事登録第55868号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年８月４日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　村関　次男　一級建築士　第111982号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、有限会社みずほ設計一級建築士事務所（千葉県知事登録第１―0811―7144号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　権業　眞伸　一級建築士　第209555号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、彩都建築設計事務所（現建築形態研究所（大阪府知事登録㈰第21117号））に属した。